

令和7年10月14日

市政記者クラブ 様

港区役所区政部総務課
担当：三品（654-9610）

港区役所における文書の配付誤りについて

港区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和7年10月10日（金）

2 発生場所

港区港楽学区内（港区港陽3丁目付近）

3 事実の概要

令和7年10月1日（水）、通達員がAさんに配付すべき「令和7年度市民税・県民税・森林環境税第3期分の納税のお知らせ（以下「お知らせ」という。）」をBさんに配付しました。Bさんは、自分宛ての文書と認識し10月10日（金）に本陣市税事務所港区役所税務窓口にお知らせを持参され、その際に配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、市民税・県民税・森林環境税第3期分の税額

5 対応

- ・Bさんに対しては、10月10日（金）に来庁された際に謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
- ・Aさんに対しては、10月14日（火）に区役所職員が訪問し謝罪するとともに、お知らせをお渡ししました。

6 原因

ポストに投函する際の部屋番号の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、事前準備の段階で配付物の住所、氏名を地図にて確実に確認し、配付時にも必ず住所や部屋番号、氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。